

※この様式に記載されている内容については、施設や組織の体系により、適宜変更してください。市へ提出する際は、この文書は削除し提出してください。

高潮に関する避難確保計画

【施設名： ●●福祉施設 】

令和 ●年 ●月 作成
(令和 年 月 変更)

様式編 目 次

様式 1～様式 5 及び別紙 1～別紙 3 は、志摩市に提出

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
4	防災体制	2	様式 2
5	情報収集及び伝達	3	様式 3
6	避難誘導	4	様式 4
7	防災教育及び訓練の実施	6	様式 5
別紙 1	組織図	7	
別紙 2	避難経路図（施設外避難）	8	
別紙 3	避難経路図（施設内避難）	9	

個人情報等を含むため適切に管理 ※志摩市への提出は不要

別紙 4	防災教育及び訓練の年間計画作成例	10
別紙 5	施設利用者緊急連絡先一覧表	11
別紙 6	緊急連絡網	12
別紙 7	外部機関等への緊急連絡先一覧表	13

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用する。

施設名、施設の住所、階数、建物の構造を記載してください。

指定河川名については志摩市ホームページにてご確認ください。

【施設の状況】

施設名	●●福祉施設
住所	三重県志摩市●●町●● ●●番地
階数	2階
構造	RC
対象となる海岸	●●川

利用者数は定数(定員)があればそちらの人数を記載ください。

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 30 名	昼間 10 名	休日 30 名	休日 5 名
夜間 30 名	夜間 5 名		

夜間や休日は不在となる施設は空欄としてください。

4 防災体制

役割分担及び対策本部は、以下のとおり設置する。

また、タイムラインをふまえて警戒レベルと連動した防災行動を活動内容は各施設で検討し、変更してください

表 1 防災体制確立時の組織構成と役割分担

レベル	統括班の動き	情報収集班の動き	避難誘導班の動き
警戒レベル1 ⇒災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮 ・体制確立の判断 ・事前休業の判断	・防災気象情報等の収集 ・施設職員への情報伝達	・(避難誘導体制の確認) ・(避難ルートの確認)
警戒レベル2 ⇒注意体制	・状況把握、指揮 ・施設職員等招集 ・(避難開始判断)	・防災気象情報、避難情報、避難先情報等の収集 ・施設職員や避難支援協力者へ連絡	・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・(避難誘導開始)
警戒レベル3 ⇒警戒体制	・状況把握、指揮 ・避難開始判断	・防災気象情報、避難情報等の収集 ・利用者家族等への連絡 ・市町村等への連絡	・避難誘導開始
警戒レベル4 ⇒非常体制	・状況把握、指揮 ・避難先での利用者支援の監督 ・(緊急安全確保の判断)	・市町村等への連絡	・避難完了の確認 ・避難先での利用者支援 ・(緊急安全確保の誘導)

警戒レベル 1	・ 台風の接近が予想されている場合
警戒レベル 2	・ レベル 2 高潮注意報が発表された場合
警戒レベル 3	・ 高齢者等避難が発令された場合 ・ レベル 3 高潮警報が発表された場合
警戒レベル 4	・ 避難指示が発令された場合 ・ レベル 4 高潮危険警報が発表された場合

5 情報収集及び伝達

情報収集班は、気象情報、避難指示等の情報について、次表に示す方法により情報を収集し、統括班、避難誘導班、利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、施設の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市役所・消防本部等へ通報する。

表 2 主な情報及び収集方法

	収集する情報	収集方法
共通の 情報	【防災気象情報(気象庁)】 ・ 早期注意情報(警報級の可能性)	・ テレビ、ラジオ、インターネット等 ※気象庁 HP (http://www.jma.go.jp)
	【避難情報(市町村)】 ・ 警戒レベル 3 高齢者等避難 ・ 警戒レベル 4 避難指示 ・ 警戒レベル 5 緊急安全確保	・ テレビ、ラジオ、インターネット等 ※気象庁 HP (キキクル) (https://www.jma.go.jp/jma/index.html)
	【避難所の開設状況(市町村)】 指定緊急避難場所や 福祉避難場所の開設状況	・ 市からの緊急速報メール ・ テレビ、ラジオ、インターネット等 ※志摩市 HP (https://www.city.shima.mie.jp/) ・ 防災行政無線 ・ 志摩市くらしの情報アプリ

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

表 3 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
被害の情報	情報収集班	電話	志摩市役所、志摩市消防本部
避難の準備	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者及び家族
避難の開始	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者及び家族
		電話	志摩市役所
避難の完了	避難誘導班	電話	志摩市役所

※「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報等の情報を施設内職員間で共有する。

6 避難誘導

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。

ただし、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、状況に応じて、（建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合）屋内安全確保を図るものとする。その場合、施設に備蓄物資を準備する。

表 4 避難場所

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	●●小学校	(1,000) m	☐ 徒歩 ☒ 車両 (5) 台
施設内避難	施設の 2 階		

平屋建て等の理由により施設内避難が出来ない場合は、斜線を引くか、「不可」等を記載ください

(2) 避難基準

① 市からの避難情報に基づく判断

避難情報等の発令があった場合に、避難等を開始する。

② 自主避難の判断

施設周辺への浸水その他の危険現象を察知した際は、市からの避難情報を待つことなく避難を開始するものとし、直ちに市役所へも報告する。危険現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市役所・消防本部等に報告する。

(3) 避難誘導

施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況を確認し、安全で確実な移動手段であるか検討する。

徒歩による避難誘導にあたっては、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

① 避難場所へ避難の場合

- ・避難場所までの移動は、車両(5台)によるものとする。
- ・施設からの未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

② 施設内避難の場合

- ・施設内避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・自力歩行不能者の搬送方法は、担架及びストレッチャーによるものとする。
- ・施設内の未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

②については、想定浸水深等により施設内避難が出来ない場合は、削除もしくは、
 ・施設の想定浸水深が〇mのため施設内避難は不可である。
 ・施設が家屋倒壊等氾濫想定区域内に位置しているため施設内避難は不可である。
 等を記載してください。 ※提出時は赤枠・赤文字を削除してください。

(4) 避難経路

- ① 避難場所 **●●小学校** へ避難の場合
(経路図は、別紙2のとおり)

施設内避難が不可の場合は内容を削除してください

- ② 施設内避難の場合
- ・施設内の避難経路はエレベータおよび **西側及び中央** 階段とする。
 - ・停電時にはエレベータが停止することに留意する。
- (経路図は、別紙3のとおり)

※提出時には赤字・赤文字を削除してください。

(5) 施設周辺や避難経路の点検

① 施設周辺の点検

- ・ **●●小学校** に物が無いか点検し、支障となるものはあ
- ・施設内の移動時に支障となるものがないかを確認し、支障となるものは速やかに移動する。

②については、平屋建て等により施設内避難が出来ない場合は、削除するか、「・平屋建てのため土砂災害が発生した場合、埋没してしまう危険があるため不可である。」等を記載ください。

② 避難経路の点検

- ・ **●●小学校** までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員で情報を共有する。

③ 避難の実施

- ・避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、職員、利用者等に周知する。
- ・避難の開始と完了を市役所に報告する。

④ 避難の確保を図るための施設の整備

- ・停電時における予備電源確保のため、発電機を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
- ・情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資機材として、表5に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表5 避難確保資機材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、パソコン、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、パソコン、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、車いす、担架、大人用紙おむつ、常備薬、カルテのバックアップデータ 施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具

各施設、必要資機材を検討し、追加または削除してください。

7 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

施設管理者は、高潮の危険性及び前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と一連で実施することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 高潮の危険性及び前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

(2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め水害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 情報収集及び伝達
- ② 避難判断
- ③ 避難訓練（利用者の状況に応じた避難手法、避難方法など）

(3) 訓練の実施時期

年1回以上の訓練実施をお願いします。作成例では2回としています。

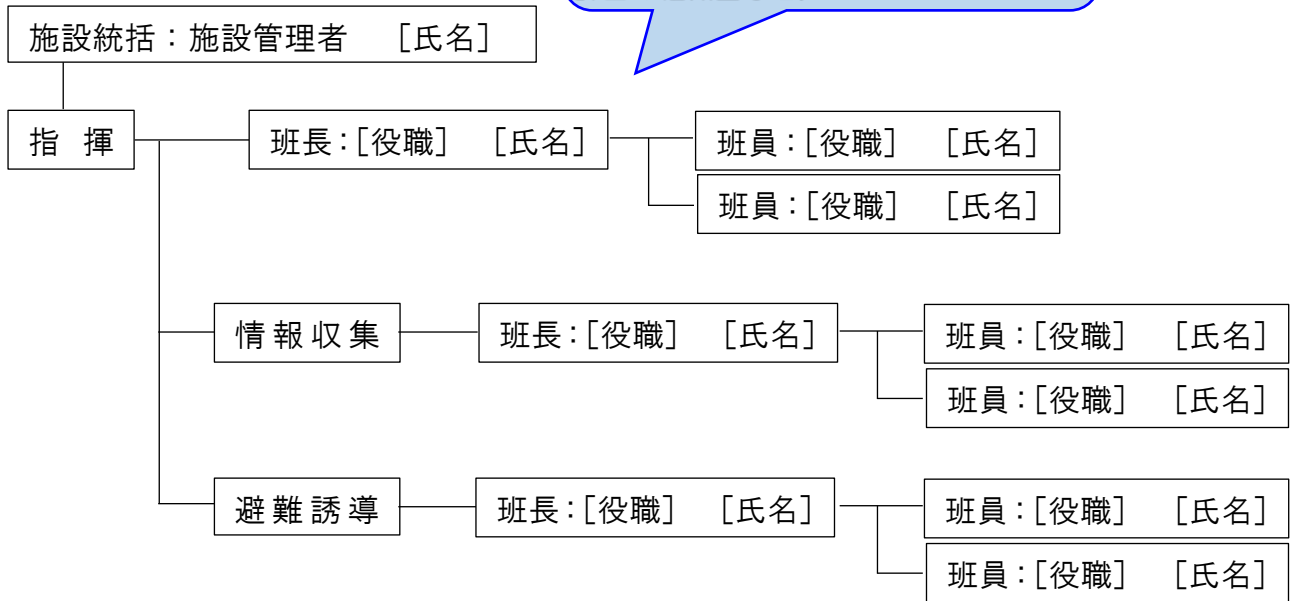
訓練の実施時期は、次のとおりとする。

- ① 訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね 2 回行う。
- ② 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（5 月まで）に実施する。

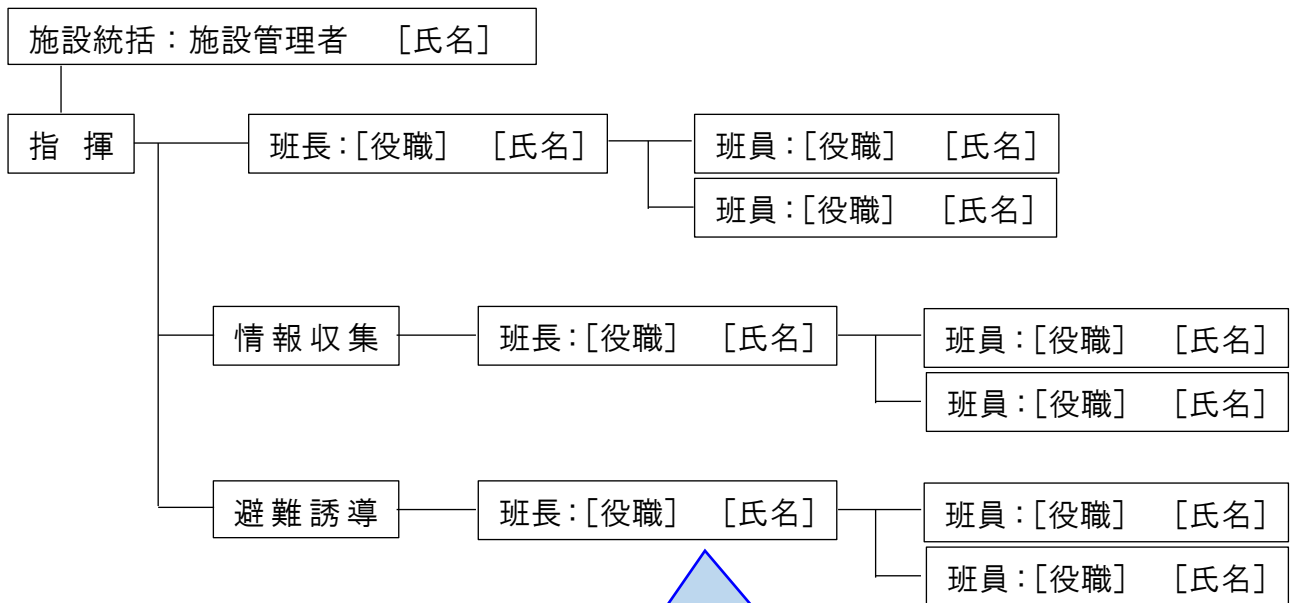
【組織図】

施設の勤務体制に合わせた組織図を作成してください。既存の組織図を活用しても構いません。（消防計画や非常災害対策計画の組織図など）

《昼間》



《夜間》



氏名については、あて職とする場合、役職や担当名のみとしても構いません。

避難経路図

避難所（作成例では〇〇小学校）までの避難経路を記載してください。また、独自の避難場所（例えば、同法人施設など）がある場合は、その場所までの避難経路を記載してください。

※ハザードマップに避難経路を書き込んだものを張り付ける方法でも可です

施設所在地	
避難場所	

避難経路図

施設内安全確保を図る場所（建物、階、部屋等）までの避難経路を記載してください。
平屋建て等で土砂災害が発生した場合、埋没してしまう危険性が高い等により施設内避難が出来ない場合は、削除するか、「不可」等を記載ください。

【防災教育及び訓練の年間計画作成例】

志摩市への提出の必要なし

防災体制の確立・
避難確保計画の年度版作成

各班の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。

実施予
定月日

(月 日)

施設職員への防災教育

○避難確保計画等の情報の共有
○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承
など

実施予
定月日

(月 日)

施設利用者への防災教育

○水害の危険性や避難場所の確認
○緊急時の対応等に関する保護者、家族への説明 など

実施予
定月日

(月 日)

通所施設

情報伝達訓練

○施設職員の緊急連絡網の試行
○保護者への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など

実施予
定月日

(月 日)

保護者への引き渡し訓練

○保護者の緊急連絡網の試行
○連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測 など

実施予
定月日

(月 日)

入所施設

情報伝達訓練

○施設職員の緊急連絡網の試行
○家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など

実施予
定月日

(月 日)

施設職員の非常参集訓練

○施設職員の緊急連絡網の試行
○連絡後、施設職員の参集にかかる時間の計測 など

実施予
定月日

(月 日)

避難訓練

○防災体制と役割分担の確認、試行
○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測 など

実施予
定月日

(月 日)

避難訓練の振り返り

○訓練終了後に参加者全員で訓練を振り返る
○訓練計画時に決めた訓練の目標等について達成度を確認し、その後、個別の反省点や行動等について意見交換する

実施予
定月日

(月 日)

市町村へ訓練結果報告

○報告様式に基づき、志摩市に訓練結果を報告する。

実施予
定月日

(月 日)

避難確保計画の更新

避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。

実施予
定月日

(月 日)

利用者の連絡先一覧表を作成する場合に活用く

別紙 5

【施設利用者緊急連絡先一覧表】

志摩市への提出の必要なし

[illegible]

【緊急連絡網】

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。

緊急連絡網を作成する場合に活用ください。
。職員用及び施設は施設利用者の保護者・
家族用（学校など作成が可能な施設に限る）
をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法
も確立しておきましょう。
災害用伝言ダイヤルのご利用方法についてはNTT東日本
ホームページで確認ください。

